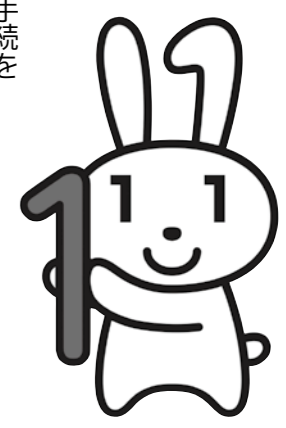


マイナンバー制度



マイナちゃん

平成28年1月から社会保障・税・災害対策の分野に関する行政手続をするとき、提出書類にマイナンバー(12桁の個人番号)の記載が必要になります。
市は、10月から市内に住民登録がある方にマイナンバーを記載した通知カードを送付して、皆さんのマイナンバーをお知らせします。
今月は、広報ちとせ8月号に引き続きマイナンバーの利用方法などについてお伝えします。

1 マイナンバーはどんな手続きに必要なの？

平成28年1月以降、次のような手続きをするとき、提出書類にマイナンバーを記入する必要があります。

【主な手続きの例】

- ・ 児童手当の申請や現況届を提出するとき
 - ・ 国民健康保険や後期高齢者医療制度の高額療養費支給の申請を行うとき
 - ・ 国民健康保険の資格取得に関する手続きを行うとき
 - ・ 介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料や税の減免申請を行うとき
 - ・ 市営住宅の入居申し込みを行うとき
 - ・ 生活保護や障がい者福祉などに関する申請を行うとき
- ※確定申告は、平成28年分の申告(平成29年2月16日～3月15日)からマイナンバーの提示が必要になります。

※源泉徴収票や社会保険関係の手続きのため、勤務先から本人や扶養親族のマイナンバーの提示を求められることがあります。

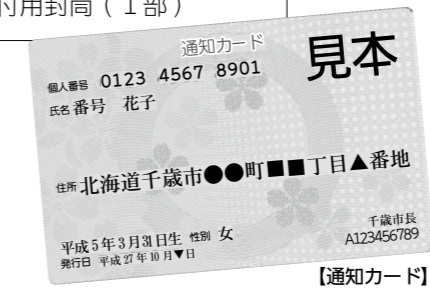
2 皆さんに「通知カード」が届きます！

「通知カード」は、皆さんのマイナンバーをお知らせするカードです。10月5日(月)現在、市内に住民登録のある方に簡易書留郵便で世帯ごとに郵送(世帯主宛)します。10月中旬から発送し、11月中には皆さんに届く予定です。

【送付するもの】

- ・ 通知カード(世帯人数分)
- ・ 個人番号カード交付申請書(世帯人数分)
- ・ マイナンバーのお知らせパンフレット(1部)
- ・ 個人番号カード交付申請書の送付用封筒(1部)

「通知カード」はマイナンバーをお知らせするもの。大切に保管してね。



【通知カード】

※引越しや婚姻などで、「通知カード」に記載の氏名・住所などに変更があったときは、内容の変更手続きを市民課(本庁舎1階1番)窓口で行ってください。
※12月末になっても「通知カード」が届かないときは、市民課(☎(24)0271)までお問い合わせください。

3 希望者に「個人番号カード」を交付します！

- ・ 希望者には顔写真付きの「個人番号カード」を交付します。「通知カード」に同封の交付申請書で手続きしてください。
- ・ マイナンバーを記載する手続きを行うとき、「通知カード」をお持ちの方は、自動車運転免許証やパスポートなど顔写真付きの証明書による本人確認が必要になりますが、「個人番号カード」を取得すると、このカード1枚で本人確認をすることができます。



【個人番号カード】

※個人番号カードは、ICチップが付いたプラスチック製のカードです。
※初回の発行は無料です(紛失などによる再発行は有料)。
※カードの有効期間は10年間です(20歳未満の方は5年間)。

「個人番号カード」のICチップは、こんなときに使用するよ。



【ICチップの使用例】

- ・ e-Tax(税の電子申告)などの電子申請をするとき
- ・ マイナンバーの利用履歴などを確認できるマイナポータル(情報提供記録開示システム)にログインするとき

マイナンバー制度をかたる詐欺に注意！

市役所の職員をかたる不正な勧誘や口座番号などの聞き出しにご注意ください。
少しでも不審に思う電話や訪問があったときは、警察や行政管理課にご連絡ください。

マイナンバー制度についてのQ&A

Q マイナンバーを覚えていれば、手続きのときに通知カードや個人番号カードは必要ないですか？

A 記載したマイナンバーを確認するため、手続きのときに通知カードや個人番号カードの提示が必要です。通知カードで手続きをするときは、運転免許証など顔写真付きの身分証明書を併せて提示する必要があります。

Q マイナンバーを他人に知られたら、悪用されませんか？

A 市では、なりすましを防止するため、手続きのときに写真付きの証明書で本人確認を行っているため、直ちに悪用されることはありませんが、マイナンバーをむやみに、他人に教えないよう注意してください。

Q 住民基本台帳カード(住基カード)を持っているのですが、継続して使用できますか？

A 住基カードの有効期限内は、引き続き使用できますが、個人番号カードの交付が始まる平成28年1月以降、新規交付や再交付、更新はできなくなります。

個人番号カードの申請から交付までの流れ

「個人番号カード」は、郵送により申請してください。なお、パソコン、スマートフォンからも申請できます。

郵送による申請

通知カードに同封の交付申請書に必要な事項を記入し、写真を貼付して郵送(同封の返信用封筒をご利用ください)

パソコンによる申請

- ①顔写真を撮影してパソコンに保存
- ②申請用ウェブサイトメールアドレスを登録
- ③登録したメールアドレスに通知されるウェブサイトで必要事項を入力し、顔写真を添付して送信

スマートフォンによる申請

- ①スマートフォンのカメラで顔写真を撮影
- ②スマートフォンで交付申請書の二次元コードを読み取り、申請用ウェブサイトにメールアドレスを登録
- ③登録したメールアドレスに通知されるウェブサイトで必要事項を入力し、顔写真を添付して送信

個人番号カードの交付

交付準備が整い次第、平成28年1月以降、交付通知書を送付しますので、市民課窓口で「個人番号カード」を受け取ってください。
※住基カードをお持ちの方は、個人番号カード交付時に返還していただきますので、持参してください。

(全国共通ナビダイヤル)

☎0570(20)0178

●通知カード・個人番号カードに関する総合サイト
<https://www.kojinbango-card.go.jp/>

記事のお問い合わせ

行政管理課主査
(番号制度担当)

☎(24)3131
内線866